

文部科学省 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議
修学支援新制度の「機関要件見直し案」に対する意見

令和4年11月14日
日本私立大学協会

我が国の大学および学生数の7割超を占める私立大学は、建学の精神に基づく裾野の広い教育と学術研究とにより、我が国の産業・経済・社会の発展に大きく寄与してきた。今後も私立大学が先行き不透明な「未来」を切り拓く人材の養成と、地域のニーズに応え、世界をリードする学術研究により、我が国および国際社会に貢献していくためには、その源泉となる教育と学術研究、および大学経営における私立大学の「自主性」「独自性」「多様性」が尊重されなければならない。

一方で、我が国の高等教育への公的支出はOECD諸国の中にあって最下層に甘んじており、我が国の高等教育の経費負担は大きく家計に依存したままとなっている。大学への公的支援の一層の拡充とともに、国立大学と私立大学の間で未だ手つかずとなっている、学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約13倍にも及ぶ不合理の早期是正こそが強く求められる。

このような高等教育政策に対する基本的な考え方の上に立ち、この度、「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」が示された修学支援新制度の「機関要件見直し案」（以下、「案」）について意見を申し述べる。

1. はじめに～機関要件に対する基本的考え方

- 全ての私立大学は、教育・研究および経営の向上に向けた自助努力は勿論、その設置にあたり文部科学大臣の設置認可を受けるとともに、設置後の教育・研究および経営の状況についても、アフターケアや第三者による認証評価を受ける「公的な質保証システム」の下で総合的な質の保証が図られている。
- 一方、低所得層の学生に対して広く高等教育機関での修学機会を拓くという高邁な目的を掲げて発足した修学支援新制度では、教育の質保証や経営の安定性との関連が必ずしも明確とは言い難い要件や特定の教育を一律に求めかねない要件を含む「機関要件」によって、公的な質保証を受けた高等教育機関であるにもかかわらず、低所得層の学生が学びたい高等教育機関で学べない矛盾が生み出されている。学生の責任ではない「機関要件による制限」に、社会正義を見出すことは難しい。
- 教育・研究の質や経営の安定性等は公的な質保証システムをはじめとする他の制度で検討されるべきであり、学生の経済的支援を狙いとする修学支援新制度（個人補助）においては、機関要件は設けられるべきではなく、むしろ撤廃されるべきである。

- 我が国は平成 24 年に、国際人権 A 規約の中等教育・高等教育に対する「無償教育の斬新的導入」に対する留保を撤回していることを勘案すれば、公的な質保証を受けている私立大学・短期大学ならば、全ての学生がその経済状況の如何を問わず、等しく希望する教育を受けられる環境を整えることこそが学生に対する経済的支援政策の中核になければならない。

2. 「直近 3 年度全ての収容定員充足率が 8 割未満」を単独で対象外の要件とすることについて

- 上記「機関要件に対する基本的考え方」で述べたように、修学支援新制度（学生に対する個人補助）に機関要件は不要と考える。その上で、文部科学省における試算で 3 年連続 8 割未満の大学・短大が 118 校にも達するという状況を鑑みれば、とりわけ「直近 3 年度全ての収容定員充足率が 8 割未満」の大学を単独で対象外の要件とすることは厳に避けるべきである。
- 近年の定員未充足の状況のみに着目し、経営の安定性や教育の質を疑問視する傾向を危惧する。私立大学には定員に満たなくとも、地方創生の拠点として地方の人材養成を担う大学や、教育の質保証に向けて入試で基準に達しなければ入学を許可しない方針をとる大学も存在する。更に、既定の定員超過率を遵守するため、合格発表期限の 3 月 31 日まで行われる国公立大学の追加合格により定員割れが生じる覚悟を持って合格者を決定している実態が私立大学にはあることも考慮されたい。定員充足率はあくまで経営指標の一つにすぎず、定員未充足の状況を過度に重視することは、国土の均衡ある発展や質保証に向けた先進的な取組をも阻害しかねない。
- 日本私立学校振興・共済事業団の調査^{*1}によれば、令和 4 年度の入学定員充足率が 8 割の大学は 116 校で、既に全私立大学の約 20% を占める状況となっている。18 歳人口が年々減少する中において、この傾向は今後更に拡大することが予想され、定員未充足の大学を公的な支援から排除する政策が続けば、畢竟、人口減に喘ぐ地方から大学教育を受ける機会が奪われ、地方の加速度的な衰退を招来することとなる。
- 定員未充足の問題を偏に大学の責に帰すのではなく、人口減がもたらす我が国特有の社会問題の一つとして捉え直す時期に来ている。定員未充足であっても、経営努力をし、質の高い教育や社会貢献により、地域の貴重な高等教育機関として存在する私立大学に対しては、むしろ国が積極的に支援する発想の転換が求められる。

*1 日本私立学校振興・共済事業団、令和 4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向、2022. 9. 9

- なお、本意ではないが、もし「直近 3 年度全ての収容定員充足率が 8 割未満」が単独で対象外の要件とされるのであれば、この度の案で示された「直近の進学・就職率が 9 割を超える場合は確認取り消しを猶予する」措置のように、国や地域の発展に貢献する大学については、可能な限り多くの大学が救済される仕組みが必須である。

- その際、芸術分野や教員養成系のように、学生のキャリアパスを考える上で、「直近の進学・就職率が9割」という考え方に馴染まない学部・学科も存在することから、その定義を「進学・就職希望者に対する進学・就職者数」にする等の配慮が必要である。

3. 総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取り組み（入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等）の機関要件審査での反映について

- このことについても「機関要件に対する基本的考え方」で述べたように、修学支援新制度（学生に対する個人補助）に機関要件は不要と考える。文理横断型教育やデータサイエンス教育等の重要性は申し上げるまでもないが、広く学生に対して大学選択の自由を保障すべきである奨学金等の個人補助においては、国が特定の教育内容や教育方法を支援対象に指定することは厳に避けるべきと考える。こうした政策課題については機関補助におけるインセンティブによりその充実・強化を喚起すべきものとする。
- これも本意ではないが、もし機関要件確認申請書類の様式にこれらに関する記載事項欄を追加する場合であっても、この度の案で示されたように「必ず取り組まなければならない必須の要件とはしない」として、審査の対象から外すべきである。

4. おわりに～中間所得層への支援強化

- 現在、修学支援新制度の対象である低所得層と、対象外とされている中間所得層の間に生じている「断絶」とも称される著しい格差の解消は不可欠である。
- 令和2年度の住民税非課税世帯を主とする低所得層を対象とする修学支援新制度の導入に伴って、それまで給与所得者で841万円以下までの「中間所得層」の学生に対する経済的支援を行ってきた私立大学等経常費補助金の「授業料等減免制度」が廃止されている。これにより、現在、私立大学で学ぶ低所得層と中間所得層の学生の間で、授業料を含む学納金負担に多大な格差が生じている。
- 中間所得層への支援強化を考えるにあたって、修学支援新制度で対象とならない学生に対して、独自の奨学金制度を設けて経済的支援を行う私立大学については、私立大学等経常費補助金において財政的支援を恒久的に行うことが強く望まれる。私立大学で学ぶ学生に対する経済的支援策については、私学助成等による「機関補助」と修学支援新制度等の「個人補助」の両輪のバランスのもとに講ぜられることが極めて重要と考える。

以上